

# 新たに教育長・教育委員になられた皆様へ

本資料は、教育委員会を組織する教育長・教育委員として、法律に規定されているサービス等について御案内します。

教育長・教育委員に求められる役割

教育長・教育委員のサービス

教育委員会の運営において留意すべきこと

文部科学省主催の教育委員の研修の機会



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 新たに教育長・教育委員になられた皆様へ

## ～はじめに～

平成27年4月にスタートした新教育委員会制度におきましては、大綱の策定や総合教育会議の開催を通じて、地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことが求められています。

その中でも、教育長・教育委員の皆様には、それぞれのお立場から、地域の抱える課題を捉え、住民や保護者が期待する教育の在り方を議論し、政策を練り上げていくことが求められております。

本資料は、新たに教育長・教育委員になられた皆様を対象とし、日々の職務を進めていく中で、法律に規定されているサービスや教育委員会の運営について留意すべきこと等について紹介しております。

今後、皆様が職務を果たされる際の一助となれば幸いです。

# 教育長・教育委員に求められる役割

教育長・教育委員には、  
地方教育行政法の改正に伴い、以下  
のような役割が求められます。



## 教育長に求められる役割

- ▷ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行する、教育行政の第一義的な責任者であること。
- ▷ 教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は、極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など、常に自己研鑽に励む必要があること。

## 教育委員に求められる役割

- ▷ 改正後においても、教育委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという自覚を持ち、教育委員会における審議を活性化させるとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うこと。
- ▷ 教育行政のプロでは持ちにくい、それぞれの視点から、地域の抱える課題を捉え、地方公共団体の長や教育長、事務局とともに、より一層民意を反映した教育行政を実現していくこと。そのために不断の研鑽に努める必要があること。

## 教育長・教育委員の服務

教育長・教育委員には、  
地方自治法・地方教育行政法において、  
以下の義務が規定されています。



### 秘密を守る義務（地方教育行政法第11条①、同第12条①）

- ▷ 教育長・教育委員は、在職中はもちろん、退職後も、その職務上知ることができた秘密を漏らすことが禁止されています。
- ▷ 法令による証人や鑑定人等になり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、教育委員会の許可を受ける必要があります。

### 政治的行為の制限（地方教育行政法第11条⑥、同第12条①）

- ▷ 教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことが禁止されています。
- ▷ 教育委員会の定数の過半数が同一政党に属することになった場合、当該政党に新たに所属することになった教育長または教育委員は、首長より罷免されることになります。

## 兼職の禁止（地方教育行政法第6条）

- ▷ 教育行政の安定と自主性の保持、また、教育長・教育委員の職務を果たす妨げとならないよう、以下の職との兼職が禁止されています。
  - ・ 地方公共団体の議会の議員
  - ・ 地方公共団体の長
  - ・ 地方公共団体に執行機関として置かれている委員会の委員
  - ・ 地方公共団体の常勤の職員等

## 請負の禁止（地方自治法第180条の5⑥）

- ▷ 以下のような一定の請負関係のある業務者となることが禁止されています。
  - ・ 当該地方公共団体に対し、教育委員会の職務に関し請負をする者及びその支配人になること
  - ・ 主として上記と同様の請負の行為をする法人の無限責任社員、取締役等になること
- ▷ 教育長・教育委員が上記に該当した場合、失職することになります。

※ 教育長・教育委員の失職事由としては、他に当該地方公共団体の長の被選挙権を有しなくなった場合等があります。

**+** 教育長については、加えて、以下の義務があります。

## 職務専念義務（地方教育行政法第11条⑤）

## 営利企業の従事制限（地方教育行政法第11条⑦）

# 教育委員会の運営において留意すべきこと

教育委員会の運営においては、  
地方教育行政法に基づき、  
次のことに留意する必要があります。



## 除斥規定（地方教育行政法第14条⑥）

- ▷ 議事の公正を図るため、
  - ・ 教育長・教育委員（本人）
  - ・ 配偶者もしくは三等親等以内の親族の一身上に関する事件、または上記の者が従事する業務に直接利害関係のある事件が議事になる場合は、当該会議から除斥されます。

## 議事録の作成・公開の努力義務（地方教育行政法第14条⑨）

- ▷ 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行うため、議事録の作成・公開の努力義務が定められています。

## 教育行政相談の職員の指定（地方教育行政法第18条⑧）

- ▷ 住民からの意見や要望に的確に対応する観点から、教育行政相談の職員を指定することが義務化されています。

## 教育委員会の活動状況の点検・評価（地方教育行政法第26条）

- ▷ 住民への説明責任の観点から、毎年度、教育委員会の活動状況の点検・評価を行い、報告書を作成・議会に提出することが義務化されています。

# 文部科学省主催の教育委員の研修の機会

文部科学省では、全国の教育委員の皆様の研修機会を充実させるため、以下の研究協議会を開催しております。詳細な開催日程・場所等につきましては毎年度、都道府県教育委員会を通じて御連絡させていただきます。



## 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- ▷ 都道府県・指定都市の教育委員を対象  
(秋頃@東京)

※全国都道府県教育委員協議会、指定都市教育委員会協議会との共催

## 市町村教育委員研究協議会

- ▷ 市町村（※指定都市は除く）の教育委員を対象  
(例年7月以降@全国各地)

## 市町村教育委員会研究協議会

- ▷ 市町村の教育長、教育委員、教育委員会事務局職員の皆様を対象  
(秋頃@東日本1か所・西日本1か所)

※ 開催都道府県教育委員会との共催

# お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、教育委員会制度や教育長・教育委員に関する最新情報を提供しております。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm))
- 新教育委員会制度の効果的な活用に向けて～地方公共団体の首長、教育長、教育委員からの提言集～  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/chihou/1382481.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1382481.htm))
- 教育委員会の現状に関する調査（平成29年度間）  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/chihou/1411790.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1411790.htm))
- 新教育委員会制度への移行に関する調査（平成30年9月1日現在）  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/chihou/1411792.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1411792.htm))

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 地方教育行政係  
TEL : 03-5253-4111 E-mail : iinkai@mext.go.jp

本資料につきましては、文部科学省のホームページからもご覧いただけます。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/chihou/1402350.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1402350.htm)